

仕事と介護の両立支援のための事例集作成業務委託 仕様書

1 委託業務の名称

仕事と介護の両立支援のための事例集作成業務

2 委託業務の目的

仕事と介護の両立に取り組んできた方の様々なエピソードをまとめ、手本となるロールモデルとして参照できる事例集を作成することで、身近な人の中からロールモデルを見つけづらいビジネスケアラー（又はワーキングケアラー）やその予備軍の方でも、事例集を参考にし、課題解決のための道筋やプロセスを見出せるようにすることを目的とする。

3 委託の期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 委託業務の内容

（1）業務内容

- ア 事例集の構成及び内容の企画
- イ エピソードを掲載する方の選定及びインタビューの実施
- ウ 仕事と介護の両立を支援する上で効果的な内容とするために必要な素材の調達
- エ 事例集の編集
- オ 校正（3回程度）
- カ 納品（電子データ）

（2）規格

- ・ A4 判、50 ページ程度、両面印刷
- ・ 4 色（全ページフルカラー）。
- ・ 適宜イラストや写真を用いること。
- ・ 県で編集できるようなデータ様式で県に納品すること。

（3）留意事項

- ・ 業務内容の遂行に当たっては、随時、県と協議してこれを行うこと。
- ・ 対象は、ビジネスケアラー（又はワーキングケアラー）やその予備軍の方とする。
- ・ 事例集の構成及び内容の企画に当たっては、県地域包括ケア課が令和6年度に作成した配信動画「仕事と介護の両立のために」で提示している以下の5つのポイントを踏まえること。

- ① 早めに地域包括支援センターに相談する
 - ② 介護サービスを使い、自分でやりすぎない
 - ③ 職場に伝え、勤務先の支援制度を活用
 - ④ 親や家族と介護について話し合っておく
 - ⑤ 自分の人生を楽しむ
- ・エピソードを掲載する方の選定及びインタビューの実施に当たっては、可能な限り個々のビジネスケアラー（又はワーキングケアラー）の状況に合ったエピソードを掲載できるよう、幅広い職種・業態を対象に行うこと。
 - ・仕事と介護の両立を支援する上で効果的な内容とするために必要な素材の調達に当たっては、県内の地域包括支援センターや介護者サロンに関する情報を掲載するなど、具体的な支援につながるよう工夫すること。
 - ・校正に当たっては、県地域包括ケア課による内容確認及び修正等の時間を十分に確保すること。
 - ・納品は令和7年10月31日（金）までに行うこと。

5 成果物に関する権利の帰属

- (1) 本業務において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。
- (2) 本業務の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）等はすべて県に帰属し、県は受託者に許可を得ることなくWebでの使用を含めて手段を問わず二次利用できるものとする。受託者は県が成果物等を利用する際に、著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 本業務に使用するイラストや写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続や使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

なお、本業務における事例集に使用した第三者が権利を有する既存資料等について、権利は第三者が引き続き有するが、県は受託者の許可を得ることなく Web での使用を含めて手段を問わず二次利用できるものとする。

6 その他

- (1) 受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 受託者は、本業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を順守すること。
- (3) 受託者は、本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様と

する。

- (4) 受託者は、本業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として埼玉県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- (5) 受託者は、委託業務の遂行に当たり、自己の責めに帰する事由により県に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、委託業務の遂行に当たり、受託者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 県が受託者を決定した後、委託契約を締結するに当たり、委託契約書、仕様書、その他の事項に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。